

「理論」と「実務」

政治資金 規正法

.....
制定の経緯からQ&Aまで

はじめに

政治資金規正法は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能や政治家の責務の重要性にかんがみ、政治団体や政治家の政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにすることで、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することなどを目的とした法律です。

政治資金規正法は、昭和 23 年に制定され、当初は、収支報告書の提出の義務付けとその公開が中心でしたが、その後、政治とカネにまつわる事件や疑惑などに応じて数々の改正が行われてきました。大きな改正としては、従来、選挙に関する寄附のみを対象としていた寄附の授受の規正が選挙以外のいわゆる日常の政治活動に関する寄附に広げられ、寄附の量的、質的制限が設けられたこと（昭和 50 年）、衆議院議員選挙制度の改革に合わせて、政党中心の政治資金制度へ移行し、企業・団体からの寄附について制限が強化されたこと（平成 6 年）、また、政治資金の用途について着目し国会議員関係政治団体等の支出について報告の手續や内容が厳格化されたこと（平成 19 年）などがあり、順次規正が強化されてきたといえます。

この政治資金規正法に基づいて、収支報告されるすべての政治団体の収入・支出の金額は、政治団体間の授受など一部重複もありますが、ここ数年は、一部を除き年間約 2000 万円を超える程度となっています。収支報告書の内容は、総務省や多くの都道府県選挙管理委員会のホームページで公開されています。

他方、政治資金規正法は、守られていないとよく耳にします。過去の国会審議でも、三大ざる法の一つであるとの議論がなされたこともありました。しかし、政治資金規正法の役割の重要性を考えたとき、その内容がよく理解され、これに則ることが求められていると考えられます。

本書は、まず、それぞれの立場に応じた政治資金の授受の規正や収支の公開について政治資金規正法の要点をまとめ（序章）、同法の目的や改正経緯、規定の内容を概説した上（第1章）、更に同法や政省令が定めている実務上の手続について記載例を含め幅広く解説を加えました（第2章以下）。

本書が、政治資金規正法や政治資金制度について、幅広く理解するための一助となることを願ってやみません。

令和3年12月

衆議院調査局第二特別調査室長
元 総務省選挙部長
大 泉 淳 一

目次

はじめに	2
------------	---

序章 政治資金規正法の要点

1. 政治資金の授受の規正等	15
(1) 政党・政治団体の会計責任者や関係者（秘書等）の注意点	15
(2) 公職の候補者（政治家個人）の注意点	23
2. 政治資金の収支の公開	25
(1) スケジュール	25
(2) 収支報告書の作成	25
(3) 政治資金監査（国会議員関係政治団体のみ）	26
(4) 収支報告書の提出	26
(5) 寄附者の所得税控除のための確認書（対象となる政治団体 のみ）	27
(6) 収支報告書等の公開	27
(7) 罰則	28
■政治活動を支援する側に立つ方々の注意点	29

第1章 政治資金規正法の概説

1. 政治資金規正法の目的	40
2. 政治資金規正法制定と改正の経緯	41
3. 政治資金規正法の規正対象	50
(1) 公職の候補者	50
(2) 政治団体	50
4. 政治団体の届出	55
(1) 期限・届出先	55

(2) 設立届の内容	56
(3) 添付書類	58
(4) 届出事項の異動	60
(5) 政治団体の解散	61
5. 政治団体の指定	64
(1) 政治資金団体の指定	64
(2) 資金管理団体の指定	64
6. 政治団体の収入	65
① 党費・会費	65
② 寄附	66
(1) 寄附とは	66
(2) 寄附の制限	66
(3) 収支報告	74
③ 機関紙誌の発行その他の事業収入	74
(1) 政治資金パーティーの対価	74
(2) 政治資金パーティー開催以外の事業	77
④ 借入金	78
⑤ 本部又は支部から交付された交付金収入	78
⑥ その他の収入	79
7. 政治資金の運用・支出	79
(1) 政治資金の運用の制限	79
(2) 資金管理団体による不動産取得等の制限	79
(3) 公職選挙法による選挙区内への寄附の禁止	80
(4) 国民に誤解や不信感を与える支出	80
8. 支出する際の手続	80
(1) 領収書等の徴収	80

(2) 明細書等の送付	81
(3) 保存	82
(4) 罰則	82
9. 政治資金の経理	83
① 会計帳簿	83
② 年の一定期間のみ国会議員関係政治団体・資金管理団体であつた政治団体の取扱い	83
(1) 国会議員関係政治団体	83
(2) 資金管理団体	84
10. 収支報告書の作成と提出	84
(1) 収支報告書	84
(2) 収支報告書と併せて提出すべきもの	85
(3) 政党・政治資金団体の特例	86
(4) 国会議員関係政治団体の特例	86
11. 収支報告書の公表、閲覧及び写しの交付	87
(1) 要旨の公表	87
(2) 収支報告書の閲覧及び写しの交付	88
(3) 領収書等の公開	88
(4) 少額領収書等の写しの開示制度	88
12. 政治資金の寄附と税制上の優遇措置	91
① 個人による寄附の場合	91
(1) 寄附金控除（所得控除）	92
(2) 政党等寄附金特別控除（税額控除）	93
(3) 所得税の控除を受けるための手続	94
② 法人による寄附の場合	94

13. 政治資金規正法遵守のための措置	96
14. 罰則	97
① 罰則	97
(1) 届出義務関係	97
(2) 会計帳簿、領収書等関係	97
(3) 収支報告書関係	97
(4) 代表者の義務懈怠関係	97
(5) 寄附の量的制限関係	98
(6) 寄附の質的制限等関係	98
(7) 政治資金パーティーの対価の支払関係	99
(8) 政治資金監査関係	99
② 罰則についての留意事項	100
(1) 禁錮及び罰金の併科	100
(2) 重過失の処罰	100
(3) 公民権停止	100
(4) 没収・追徴	100
(5) 両罰規定	101
(6) 時効	101
■参考 令和X年の政治資金収支報告書作成～提出～公開の主な 流れ	102

第2章 会計帳簿作成の注意点

1. 会計帳簿の種類	106
2. 収入簿	106

(1) 個人が負担する党費又は会費	106
(2) 寄附	106
(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入	107
(4) 借入金	109
(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入（本部及び支部がある政治団体の場合）	109
(6) その他の収入	109
3. 支出簿	111
(1) 経常経費	112
(2) 政治活動費	113
4. 金銭等によらない収入・支出の記載方法	117
5. 運用簿	122
6. 会計帳簿・収支報告書作成ソフト	125

第3章 政治資金収支報告書作成の手順と注意点

■ 収支報告書の作成	128
1. 収支報告書の役割	128
2. 収支報告書の作成者	128
3. 収支報告書の提出期限と提出先	129
4. 収支報告書の記載事項	131
(1) 収入の明細	131
(2) 支出の明細	133
(3) 報告する資産等とその明細	134
5. 金銭等によらない収入・支出の記載方法	136
■ 政治資金収支報告書の構成と項目ごとの記載にあたっての注意点	140
(1) 様式14（その1）「表紙」の記載にあたっての注意点	141

(2) 様式14 (その2)「収支の総括表」「収入項目別金額の内訳」 の記載にあたっての注意点	142
(3) 様式14 (その3)「機関紙誌の発行その他の事業による収入」 の記載にあたっての注意点	144
(4) 様式14 (その4)「借入金」の記載にあたっての注意点	146
(5) 様式14 (その5)「本部又は支部から供与された交付金に係 る収入」の記載にあたっての注意点	147
(6) 様式14 (その6)「その他の収入」の記載にあたっての注意 点	148
(7) 様式14 (その7)「寄附の内訳」の記載にあたっての注意点	149
(8) 様式14 (その8)「寄附のうち寄附のあっせんによるもの 内訳」の記載にあたっての注意点	151
(9) 様式14 (その9)「政党匿名寄附の内訳」の記載にあたって の注意点	153
(10) 様式14 (その10)「機関紙誌の発行その他の事業による収 入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳」の記載に あたっての注意点	154
(11) 様式14 (その11)「政治資金パーティーの対価に係る収入 の内訳」の記載にあたっての注意点	155
(12) 様式14 (その12)「政治資金パーティーの対価に係る収入 のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳」の記載に あたっての注意点	158
(13) 様式14 (その13)「支出の総括表」の記載にあたっての注 意点	159
(14) 様式14 (その14)「経常経費」の記載にあたっての注意点 (国会議員関係政治団体又は資金管理団体のみ)	160
(15) 様式14 (その15)「政治活動費の内訳」の記載にあたって の注意点	164

(16) 様式14 (その16)「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳」の記載にあたっての注意点	175
(17) 様式14 (その17)「資産等の総括表」の記載にあたっての注意点	176
(18) 様式14 (その18)「資産等の項目別内訳」の記載にあたっての注意点	177
(19) 様式14 (その19)「不動産の利用の現況」の記載にあたっての注意点 (資金管理団体のみ)	182
(20) 様式14 (その20)「宣誓書」の記載方法について	185
■収支報告書と併せて提出すべき書面	187
1. 領収書等の写しの提出の注意点	187
2. 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」の記載にあたっての注意点	189
3. 「振込明細書に係る支出目的書」の記載にあたっての注意点	191
4. 監査意見書の提出	193
5. 政治資金監査報告書の提出	194

第4章 会計管理と政治資金収支報告書作成に関するQ&A集

1. 収入項目について	198
2. 支出項目の分類	200
3. 金銭等を用いない取引についての特例	206
4. 領収書等の徴収・添付・保存	209
(1) 領収書等として認められるもの・認められないもの	209
(2) 領収書等の記載事項について	211
(3) 「領収書等を徴し難い事情」について	214
(4) 振込み等による支出と徴収する書面について	215
(5) その他	220

〈凡例〉

本文中の（ ）引用の場合、法令名については以下の通り略称を用いました。

- ・政治資金規正法……………法
- ・政治資金規正法施行令……………令
- ・政治資金規正法施行規則……………則
- ・政治資金規正法施行規則 別記第○号様式……………様式○
- ・公職選挙法……………公選法
- ・租税特別措置法……………租特法
- ・刑事訴訟法……………刑訴法

また、条、項、号については以下のように表記しました。

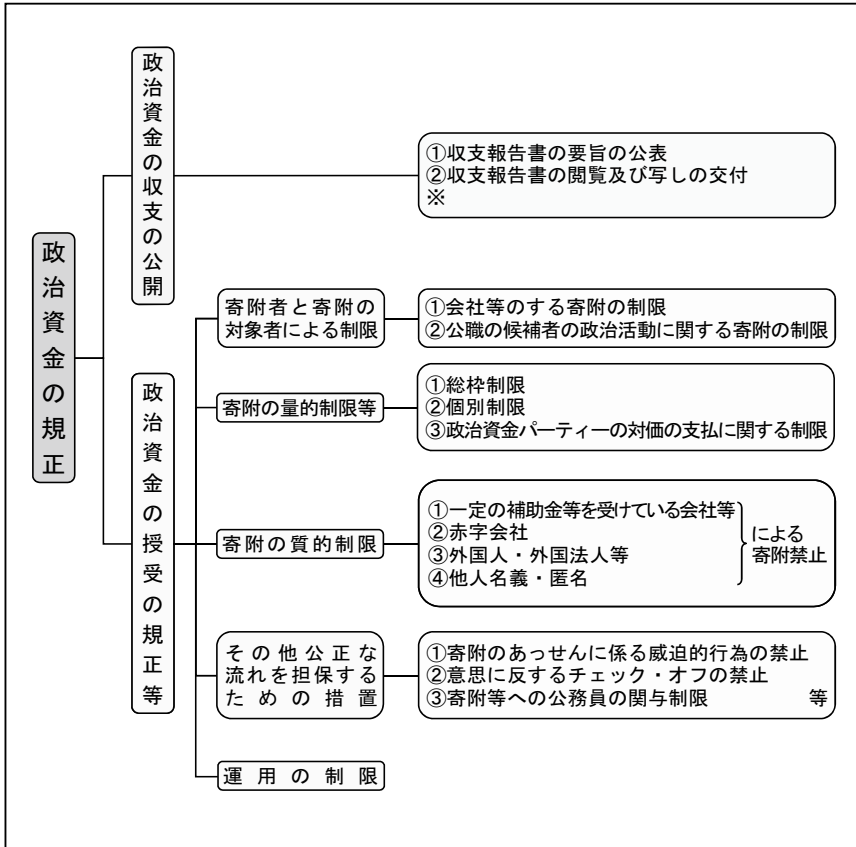
例) 政治資金規正法第9条第1項第2号 → 法9①II

序 章

政治資金規正法の 要点

政治資金規正法は、第1条において、「政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする」と定め、そのために「政治団体に係る政治資金の収支の公開」と「政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正」等を定めるとしています。ここでは、同法の大きな柱となっている「授受の規正」と「収支の公開」について、それぞれのチェックポイントを説明します。

〈政治資金規正法の枠組み〉



※収支報告の適正の確保等の観点から、政治団体の区分に応じ、次のような特例があります。

- 政党・政治資金団体
 - ・自主監査及び収支報告書に監査意見書を添付
- 資金管理団体
 - ・収支報告に関する特例（人件費以外の経常経費の明細、保有不動産等の利用状況）
- 国会議員関係政治団体
 - ・収支報告に関する特例（人件費以外の経常経費の明細）
 - ・登録政治資金監査人による政治資金監査及び収支報告書に政治資金監査報告書を添付
 - ・少額領収書等の写しの開示制度

（総務省「政治資金規正法のあらまし」より）

1. 政治資金の授受の規正等

政治資金の授受のうち主なものについて、それぞれの主体ごとに注意点を見ていきましょう。政治資金を拠出する側の方々については、「政治活動を支援する側に立つ方々の注意点」(⇒ P.29 参照)をご覧ください。

(1) 政党・政治団体（以下単に「政治団体」といいます）の会計責任者や関係者（秘書等）の注意点

政治団体の収入は、党費・会費、寄附、事業収入、借入金、本部支部間の交付金、その他の収入に分類されます。ここでは、そのうち主なものについて説明します。

① 寄附

寄附を受ける際には、必ず次の点を確認してください。

ア. 寄附を受ける政治団体が政治資金規正法上どのような種類の政治団体に該当するのかを踏まえておく必要があります。

政治団体が寄附を受けるには、まず総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に政治団体の設立の届出をしておく必要があります。届出前に寄附を受けることは禁止されています。

また、政治団体の種類によって、企業や労働組合等の団体からの寄附の可否、年間に寄附を受けることのできる金額の制限、所得税の控除制度の適用の有無など、多くの点が異なりますので、寄附を受ける政治団体の種類を踏まえておく必要があります。

2. 支出項目の分類

Q1 政治団体の職員の福利厚生費は、どの項目に分類されるべきでしょうか。

A 手当として支給するかどうかで分類が異なります。

職員個人に手当として支出するものは経常経費の「人件費」に計上します。一方、事務所での飲食に要した経費など手当以外のものとして支出した場合は、すべて経常経費の「事務所費」に計上します。

Q2 人件費にはどこまでの範囲の経費を計上できるのでしょうか。

A 基本的には賃金台帳に記載されるものと社会保険料等です。

人件費に計上すべき支出は、政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事するものを除く）に支払われる給与、報酬、扶養手当、通勤手当、住居手当その他の諸手当と、健康保険・労働保険料その他の各種保険料の類です。基本的には賃金台帳に記載されるものと政治団体が使用者として負担する社会保険料等が計上できると考えてよいでしょう。

Q3 政治団体の職員の寮としてアパートを賃借しています。この賃料はどの項目に計上すべきでしょうか。

A 「事務所費」又は「人件費」です。

政治団体が直接アパートを借り上げて賃料を支払っている場合は、経常経費の「事務所費」に分類します。職員に対して住宅手当として賃料を支払っている場合は、「人件費」に計上します。

Q4 インターンやボランティアなど、雇用関係にない者に対する支出はどの項目に分類すべきでしょうか。

A 支出の目的によって異なります。

支出の目的に応じて、「事務所費」又は政治活動費のいずれかの項目に分類します。

Q5 法人向け文具配送サービスで支出項目が異なる物品を一括購入した場合、どのように計上すればよいのでしょうか。

A 物品ごとに支出の目的に応じて分類、計上します。

支出項目が異なる物品を一括購入した場合は、物品ごとに支出の目的に応じた項目に分類した上で計上しなくてはなりません。なお、領収書等が一括になっている場合は、内訳などの必要事項を付記した上で、必要枚数をコピーし、保存しておく必要があります。

Q6 駐車場代やガソリン代は様々な目的に支出されるため、支出項目の分類ができません。どうすればよいのでしょうか。

A ガソリン代は「備品・消耗品費」に、駐車場代は「事務所費」に一括計上しても差し支えありません。

支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、ガソリン代は経常経費として「備品・消耗品費」に、駐車場代は「事務所費」に一括計上してかまいません。なお、利用実態に応じて経常経費ではなく、政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能です。